

日鳥協発第18 - 206号

平成19年1月24日

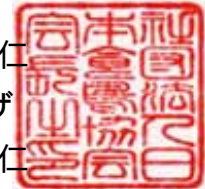
関係各位様

(社)日本食鳥協会

会長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザ

関係対策本部長 芳賀 仁



### 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等に係るお知らせ

万全を期した防疫対策が図られていたにも拘わらず、残念ながら、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生が宮崎県日向市において確認されました。

また、これに伴い、別添のとおり、平成19年1月23日付け18生畜第2193号をもって農林水産省3局3課長連名通知がありました。本通知は再度の通知であり、川上から川下に至る全ての皆様におかれまして、当通知の意味するところを十分お汲み取り戴き、間違っても、誤った流通混乱、不適當な表示がされることのないよう、特段のご配慮をお願い致します。

なお、農林水産省の調査によれば、清武町で発生した高病原性鳥インフルエンザウィルス(H5N1型)は、2005年以降に中国等で発生しているウィルスとほぼ同型であると見られ、感染経路究明チームらは起源が明らかになったことから渡り鳥の可能性が高いものと見て感染経路を調査するとの報道がされているところです。

引き続き、万全の防疫対策の励行と、適正な流通、表示方をお願い致します。

別紙 農林水産省3局3課長連名通知

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

18生畜第2132号

平成19年1月23日

社団法人日本食鳥協会会長 殿

農林水産省 消費・安全局動物衛生課長

総合食料局食品産業振興課長

生産局畜産部食肉鶏卵課長

### 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、宮崎県日向市の肉用系飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生が確認されたところであります。（別添1参照）

先般の同清武町における高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことを受けて、現在のところ鶏卵及び鶏肉を食べることによってヒトが鳥インフルエンザに感染することは考えられないため国民の皆様には冷静に対応していただきたい旨の食品安全委員会委員長の談話（別添2参照）が発表され、この談話を踏まえ、貴会には、高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について（平成19年1月13日付け18消安第11328号農林水産省総合食料局食品産業振興課長、消費・安全局動物衛生課長、生産局畜産部食肉鶏卵課長通知）により、正確な情報の伝達や適切な流通の確保につき御理解及び御協力をお願いしたところであります。

本日の高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例につきましても、先般の食品安全委員会委員長の談話を踏まえ、当該県産の鶏卵及び鶏肉の取扱いにつきまして、「 県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした鶏卵及び鶏肉並びにこれらを使用した加工品の取引拒否等が行われることのないよう、会員の皆様への周知につき、改めて特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

平成19年1月23日  
農 林 水 産 省

## 国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について、その概要をお知らせします。

### 1 事例の概要

所在地：宮崎県日向市東郷町（移動制限区域外）

飼養状況：約50,000羽（肉用鶏）

### 2 これまでの経過

本日（1月23日）、宮崎県庁から農林水産省に高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる事例（1月22日 243羽死亡）の連絡があり、現在、現地においてウイルス分離等の病性鑑定を実施しているところです。

### 3 今後の対応

（1）緊急の措置として病性鑑定が終了するまでの間、農林水産省及び宮崎県は以下の対応を実施することといたしました。

家畜伝染病予防法に基づく当該農場の飼養家さんの隔離

周辺農場に対する移動自粛の要請

当該農場周辺の家さん飼養農場の状況等についての早急な把握

（2）高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、飼養家さんの殺処分、発生場所の消毒、周辺農場における法的な移動制限等、必要な防疫措置をとることとしています。

移動の制限：鶏等の家さん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、

当面、発生農場を中心とした半径10km以内の区域で実施

こうした措置は、他の養鶏農場に本病が広がることを防止するためのものです。

### 【報道機関へのお願い】

1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。

2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

連絡先 農林水産省消費・安全局

電話：03-3502-8111（代表）

担当者：動物衛生課 山口（内線3202）

03-3502-0767（直通）

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

県内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について  
高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について、その概要をお知らせします。

1 事例の概要

農場の所在地：日向市東郷町  
飼養状況：約50,000羽(肉用鶏)

2 経緯

平成19年1月22日夕、当該農場の管理獣医師から延岡家畜保健衛生所に死亡する鶏が多い(1月22日 243羽)との連絡があり、本日、延岡家畜保健衛生所が農場での簡易検査を実施したところ、11羽中1羽が陽性、4羽が疑陽性との反応が出ました。

現在、当該農場で採取した検査材料を宮崎家畜保健衛生所において、ウイルス分離等の病性鑑定を行っています。

3 今後の対応

緊急の措置として病性鑑定が終了するまでの間、以下の対応を実施することとしました。

当該農場の飼養鶏の隔離  
周辺農場に対する移動自粛の要請  
当該農場周辺の飼養農場の状況等についての早急な把握

【報道機関へのお願い】

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先  
農政水産部畜産課  
電話番号：0985-26-7139  
担当者：恒吉、高瀬

平成19年1月13日

鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話

- 1．今回、農林水産省から、宮崎県におけるH5亜型の鳥インフルエンザの発生が発表されました。
- 2．食品安全委員会の見解は、平成16年3月に発表した「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」（平成17年12月更新）（別添）のとおりですので、国民の皆様には、冷静に対応していただきますようお願いいたします。

2004年3月11日

2005年12月15日 更新

## 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

# 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

## 鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。

国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60 のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。

